

(様式1)

企 画 提 案 参 加 申 込 書

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

住 所

団体名及び

代表者職 氏名

とくしまライフデザインシミュレーションポータルサイト構築事業の公募型プロポーザルに参加したいので、次のとおり資料を提出します。

なお、添付書類の記載事項について事実と相違しないことを誓約します。

- 1 事業名 とくしまライフデザインシミュレーションポータルサイト構築事業
- 2 提出資料 公募型プロポーザル参加資格確認書(様式2)

(様式 2)

公募型プロポーザル参加資格確認書

徳島県知事 殿

事業名：とくしまライフデザインシミュレーションポータルサイト構築事業

- 1 当団体は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者です。
- 2 当団体の役員は、次のア又はイのいずれにも該当しない者です。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 拘禁刑、懲役又は禁錮に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- 3 当団体は、次のアからカまでのいずれにも該当しない者です。
 - ア 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第 1 7 4 条第 1 項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - イ 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第 1 9 9 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 2 0 0 条第 1 項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - ウ 破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
 - エ 県税、国税等納付すべき税金を滞納している者。
 - オ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者。
 - カ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2 2 年法律第 5 4 号）第 3 条又は第 8 条第 1 項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から 2 年を経過しない者。
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者ではありません。
- 5 当団体は「徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置」を受けていません。また、本書提出日以降に指名停止措置を受けた場合には、参加資格を無効とされても異議を申し立てません。
- 6 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とした法人、公序良俗に反する等適当でないと認められる者ではありません。
- 7 当団体は、この調達の公告日から本書提出日までの間のいずれにおいても、「徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置」を受けていません。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

(提 出 者)

住 所

団体名及び

代表者職 氏名

(様式3)

とくしまライフデザインシミュレーションポータルサイト構築事業
に係る委託業務企画提案書

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

住 所
団体名及び
代表者職 氏名

次のとおり、とくしまライフデザインシミュレーションポータルサイト構築事業に係る委託業務企画提案書及び関係書類を提出します。

※提案内容、類似事業の実績等を別紙にて作成してください。

※その他、自由提案事項がある場合は記載してください。

(様式4)

質問書

令和 年 月 日

(質 問 者)
名 称 (商 号)
所 属 部 署 名
職 ・ 氏 名
電 話 番 号
メールアドレス

質問事項 (とくしまライフデザインシミュレーションポータルサイト構築事業)

(提出先) 〒770-8570

徳島市万代町1丁目1番地

徳島県 こども未来部 子育て応援課 次世代育成担当

電 話 番 号 088-621-2178

メールアドレス kosodateouenka@pref.tokushima.lg.jp

(様式5)

辞退届

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

(提 出 者)
住 所
名 称 (商 号)
代表者職 氏名

次の理由により、とくしまライフデザインシミュレーションポータルサイト構築事業における企画提案の参加を辞退します。

辞退理由

(連絡担当者)

所属部署名	
職・氏名	
電話番号	
メールアドレス	

(様式6)

機密保持誓約書

徳島県知事 後藤田 正純 殿

令和 年 月 日

参加希望事業者名

所在地

代表者氏名

代表者印

徳島県（以下「甲」という。）が委託する「とくしまライフデザインシミュレーションポータルサイト構築事業」に関する機密保持について、参加希望事業者名（以下「乙」という。）は、以下のとおり誓約します。

（目的）

第1条 乙は、とくしまライフデザインシミュレーションポータルサイト構築事業（以下「本目的」という。）の履行にあたり、甲から開示された機密情報を機密として保持するために機密保持誓約書を提出する。

（機密情報）

第2条 本目的の履行における機密情報は、甲が本目的の履行のために必要があると認め、開示する有形無形のすべての情報とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、除くものとする。

- （1）開示の時点ですでに公知のもの又は乙の責めによらず公知となった情報
- （2）乙が事前に甲の承諾を得て公開した情報
- （3）第三者から機密保持義務を負うことなく乙が正当に入手した情報
- （4）開示の時点ですでに乙が保有している情報
- （5）開示及び本業務上知り得た機密情報によらないで、乙が独自に創作した情報

（機密保持）

第3条 乙は、甲から開示された機密情報について、適正に保管管理し、その機密を保持しなければならない。

2 乙は、本目的の履行のために知る必要のある自己の役員及び従業員以外に、甲から開示された機密情報を開示又は漏えいしてはならない。

3 乙は、甲から開示された機密情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。

4 乙は、甲から開示された機密情報について複製が必要なときは、事前に甲の承諾を受けるものとする。

（目的外使用の禁止）

第4条 乙は、本目的の履行に伴って知り得た内容を他の用途に使用してはならない。

(第三者への開示)

第5条 乙は、本目的の履行のために知る必要のある範囲内で第三者に機密情報を開示する場合は、事前に甲の承諾を得て、第三者に開示することができるものとする。

2 乙は、前項により、機密情報を開示する第三者に対し、本誓約と同等の機密保持誓約書の提出を義務付けなければならない。

3 第1項の場合の他に、次の各号のいずれかに該当する場合は、例外として第三者に開示することができるものとする。

(1) 弁護士、公認会計士、税理士、司法書士その他乙に対して本誓約に基づき乙が甲に負うのと同等以上の守秘義務を負う者に対して、合理的に必要な範囲内において、開示する場合

(2) 法令又は政府機関、金融商品取引所、金融商品取引業協会、証券業協会その他これらに準ずる定めにに基づき乙に開示が要求され、これに応じて合理的に必要な範囲内において、開示する場合

(乙の責任)

第6条 前条で乙が機密情報を開示した第三者が本誓約に違反した場合には、乙は、当該第三者と連帯して、甲に対して責任を負うものとする。

(返還・破棄義務)

第7条 乙は、甲より請求された場合又は本目的の履行が終了した場合には、機密情報に関する一切の書類、資料及びその複製品を速やかに甲に返却し、又は甲の指示に従い、破棄するものとする。

(関係者への遵守徹底)

第8条 乙は、本目的の履行のために機密情報を知る必要のある自己の役員、従業員及び第5条で乙が機密情報を開示した第三者に、本誓約の内容を遵守させるものとする。

(損害賠償)

第9条 乙又は第5条で乙が機密情報を開示した第三者が、前各条項のいずれかに違反した場合又は甲の機密を漏えいしたことが明らかになった場合には、乙は、甲に生じた通常損害に対して、賠償の責めを負うものとする。

(協議解決)

第10条 本誓約に定めない事項に関して解釈に疑義を生じたときは、甲乙相互に誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

以上